

令和3年第2回(6月)議会一般質問議事録

手話言語条例について

◆中島章二(10番) [登壇]

手話言語条例についてですが、2011年8月に改正された障害者基本法の第3条には、全て障害者は、可能な限り言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記されています。

手話言語条例は、手話を言語として認め、あらゆる場面で使える社会の実現を目指すための条例です。2013年に鳥取県が制定以来、情報コミュニケーション条例を含めると、2021年5月17日現在、31道府県、15区、296市、62町、2村の406自治体が制定しています。大分県でも津久見市が2016年に制定以来、9市で制定され、大分県でも県条例が今年3月に制定されました。日田市でも手話言語法の早期制定を求める意見書の提出を望む陳情書が平成26年8月19日付で日田玖珠聴覚障害者協会から市議会に提出され、議会は採択しています。その後、平成30年5月19日付で各市町村長宛てに手話言語条例の制定に関しての要望が上がっているが、このような要望等が上がってきていることに対する対応についてお聞かせください。

日田市では平成31年4月に日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例を制定していますが、この条例で手話言語に対する考え方を取り入れているのかをお聞かせください。

また、最近頻発している豪雨災害のときにおいて、聴覚障がい者の皆さんから出ている困り事や課題があるかと思えます。どのようなものがあるのか、そしてどのような対応を行っているのか、お聞かせください。

日田市が行っている手話言語を含むコミュニケーションを円滑に進めるために実施している取組についてです。手話通訳士等の職員採用の経過と手話等通訳業務や相談支援業務の状況についてお聞かせください。あわせて、手話講習会を開催していますが、市民の方を対象とした手話講習会の状況をお聞かせください。

○福祉保健部長(松岡政則君) [登壇]

、手話言語条例についてお答えいたします。まず、日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例での手話言語に対する考え方についてでございますが、条例の第3条第4項に、全て障害のある人は言語、手話を含みますが、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと明記されております。

これに基づき、手話を言語の一つと捉え、意思疎通のための言語としての利用や機会を拡大するために、まずは市役所内に手話通訳者を配置し、手話等で日常的な困り事などの相談や各種手続に関する支援に応じております。

また、大分県聴覚障害者協会に委託をして、手話通訳や要約筆記を行う人などを派遣する事業にも取り組んでおります。災害やコロナ禍における聴覚障がい者への対応については、平常時から文字表示つき防災ラジオやケーブルテレビの情報を文字で確認するよう、市役所窓口等でお伝えするとともに、災害時には避難情報の伝達や安否確認をファクス等で行っております。また、災害時には避難所などでのお知らせ等を大きな文字や絵で分かりやすく表示することを心がけ、聴覚障がい者や高齢者などにも配慮をしているところでございます。

次に、手話言語を含むコミュニケーションを円滑に進める取組についてでございますが、推進する取組といたしましては、聴覚障がい者等との交流活動の促進や広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員養成研修を社会福祉協議会に委託し、毎年度20名ほどの方が受講をしております。また、市民の多くの方が気軽に手話を学ぶ機会とするために、ふれあい宅配講座において、聞こえない人の暮らし、簡単な手話講座を行っております。

次に、日田市の手話通訳士等の職員採用の経過についてでございますが、平成24年度から大分県聴覚障害者協会から推薦により2名の手話通訳者を社会福祉課に配属することで交代で手話や筆談による相談・支援を行っております。

また、手話通訳や相談支援業務数の推移につきましては、市の窓口において平成30年度が568件、令和元年度が583件、令和2年度が551件と、1日当たり二、三件の相談や手話通訳がございます。あわせて、手話通訳や要約筆記を行う人などを派遣する意思疎通支援事業では、医療機関の受診や会議・講演会等での手話通訳などの派遣依頼が平成30年度が66件、令和元年度が67件、令和2年度が47件と月当たり四、五件の派遣となっております。

最後に、手話講習会の状況についてでございますが、手話奉仕員養成研修の参加者は20名ほどでございますけれども、その研修回数は毎年度40回程度行われておるところでございます。

また、ふれあい宅配講座では、昨年度、市内の高校で手話講座を行い、市の職員へは窓口研修、それから職員研修などで取組を行っているところでございますが、企業に対しましては、ふれあい宅配講座等の依頼がないことから、講習会の状況が把握できておりません。広報等を利用いたしまして、講習の案内や簡単な手話を掲載するなど、今後は情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○11番(中島章二君) それでは、ちょっと順番が変わりますが、最後に御質問しました手話言語条例についてから質問させていただきたいと思っております。

まず、聴覚障がい者の方たちが生活する中でたくさんの困り事、苦勞を抱えているところでございます。日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例、第9条、第10条にあります合理的配慮の提供について、障がいのある人から配慮が必要という意味での手話言語条例の制定の要望が出ている状況だと私は捉えています。合理的配慮としても、聴障者の理解、言語としての手話の認知の普及を進めるためにも、日田市としても早急に手話、言語、情報コミュニケーション等に関する条例の制定が必要と考えられますが、制定の考えは

あるのか、お考えをお聞かせください。

○議長(石橋邦彦君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(松岡政則君) これまでも手話を通じた意思疎通の取組等は、先ほども申し上げましたけども、行ってまいったところでございます。今年の3月に県の聴覚障害者協会の方からも改めて要望もございましたので、条例の制定を含めて、関係団体とも協議をこれから行いながら、判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) もう一度はっきりと、これから考えていくのか、考えていく上での条例制定をすることを目的に考えて、関係団体と協議を進めていくのかお答えください。

○議長(石橋邦彦君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(松岡政則君) 制定に対してどういった条例にしていくのかというところの今後の協議をしていきたいということでございます。

以上です。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) それでは、制定を目的にということで、今、私は聞き取らせていただいたとでございます。

では、手話言語条例の制定には、手話を言語として認めるということが大きな目的にあります。他市の事例を見ますと、手話言語条例制定後、市内の小学校でも手話教室を開催、今現在も学校現場でもやられているかと思いますが、より多くの積極的に開催が行われているようでございます。

また、手話表現だけではなく、聾者のことを理解する内容を実施したり、手話通訳士の資格を持った市役所正規職員の採用や、手話検定などを活用した職員手話研修の実施や施策の財政措置、それから進捗管理の具体的な仕組みがなされたりすることによって、支援がさらに広まっております。条例制定を目的に考えていく中で、日田市としての考えをお聞かせください。

○議長(石橋邦彦君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(松岡政則君) 既に条例を設置している自治体等、そういった中ではステップアップの講座ですとか、手話通訳者を毎日在籍させたりだとかいろんな取組にもやられているところがございますので、そういったところも含めて、今後、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) 条例制定により聾者の皆さんや障がい者の皆さん、そして市民全体が暮らしやすい日田市というまちづくりにつながる必要性を強く感じております。ただ制定することだけが目的ではなく、効力のある条例制定を計画する必要があると思います。今の日田市を見てどこに主眼を置き、条例を制定していくのか、そして、今後の意見聴取やスケジュールについて、今お考えの状況をお聞かせください。

○議長(石橋邦彦君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(松岡政則君) どこに重点を置くのかということですが、やはり実際に手話が必要な方々、そういった方がどういうものを望まれているのかということだと思いますので、そういった方々の関係団体を中心に協議をさせていただきたいというふうに思っております。

日程等につきましては、まだそういった団体等の協議をして、じゃあどういふふうに市としてやっていくか、また内容の検討等もして、またそれを皆さんともう一度洗い出しをしながらと、そういった何回か繰り返しも必要だと思いますので、時期的にはそんなに遅くということでは考えておりませんが、ある程度の時間は必要かなというふうに思っております。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) 手話を必要な方々にということで、今お話がありましたけど、手話が必要な方々だけではなく、市民全体の方が手話を使っている皆様方のことを理解して、まちとして暮らしやすい、障がいを持った皆さんも暮らしやすい日田市となる必要があると思います。それについて条例制定が大きな一歩になるのではないかと考えているところでございます。

すみません、市長、ちょっとお尋ねしたいんですけど、今、条例制定の方向で考えているということでしたが、私個人としては、これはもういち早く日田市として条例制定をして、日田市のまちづくりにつなげていく必要があると思っています。日田市の状況を見て、市長がお考えのことがあればお聞かせください。

○議長(石橋邦彦君) 市長。

○市長(原田啓介君) 手話条例、こういうものがやっぱり必要だろうと思っております。先ほど議員御質問の中で、何の意味があるのかということの中で、何よりもしっかりコミュニケーションが取れないと意思の疎通もできないということと、もう一つは、聴覚障がい者ということに対する理解というものを併せて啓蒙してもらいたいというような思いもあつての発言だったというふうには聞いております。

いずれにしても、絵に描いたような餅をこのような条例をつくっても何もございません。しっかり実効力のある、そして持続可能な状況で今後続けていけるようなものを知恵を出し合いながらつくっていければというふうに考えております。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) 他市もかなりの数、もう制定をされてきております。手話のみならずコミュニケーションを含めた内容というような条例制定が今、されているとございまして。日田市としまして、いち早くこの条例制定に向けて動きを始めていただきたいと思いますので検討のほう、それから、できれば早い時期に制定できることをお願いしたいと思います。